

【研究資料】

体育専攻学生の体罰認識度に関する研究

—苦痛の因子構造及びその条件設定との関連性—

宮坂 敏一¹⁾, 田原 卓¹⁾, 福場久美子²⁾, 藤田 圭一²⁾

¹⁾ 教育学研究室

²⁾ 教育心理学研究室

A study on awareness level of corporal punishment of sports science-specialized students

—Factor structure of mental pain and its relation with condition-setting—

Toshikazu MIYASAKA, Takashi TAHARA, Kumiko FUKUBA and Shuichi FUJITA

Abstract: The provisory clause of Article II of the School Education Law stipulates that “a school-master or teacher is allowed to apply disciplinary actions to infants, pupils, or students when he or she admits the educational necessity to do so, but is prohibited from inflicting corporal punishment.” Despite this defined prohibition, why does corporal punishment continue?

We examined the actual situation of students’ awareness of corporal punishment by administering attitude survey, called “Student’s Awareness Survey on Physical Punishment,” to students who attended a lecture entitled “Instruction before-and-after human rights education and teaching practice in the first half term of this year.” Through the survey, five structures were recognized as levels of the extent to which “Corporal Punishment, etc.” were perceived, one of which showed an awareness that tolerated the event, i.e., “corporal punishment would be necessary in some cases under certain conditions.” The term “under certain conditions” here may be interpreted in such a way that the students may have considered it from an educational point of view and “they believe that it has a certain educational effect,” “Punishment to such an extent does not constitute corporal punishment,” etc. Moreover, some differences in awareness of corporal punishment according to gender were observed.

The overall attitude of students toward corporal punishment was negative, and 80% of them disapproved of the punishment. It has been said that group sports tend to be linked to the supremacy of winning games with a high tolerance for corporal punishment; however, such a tendency was not found to be conspicuous.

(Received: November 2, 2015 Accepted: January 13, 2016)

Key words: Physical Punishment, sports science-specialized students, attitude survey, outlook on education

キーワード：体罰, 体育専攻学生, 意識調査, 教育観

緒 言

1. 問題提起

日本体育大学（以下日体大）における「人権教育」および「教育実習事前事後指導」の受講者に講義後、体罰についてどう考えるかをレポート課題としたところ、体罰に肯定的な認識いわゆる容認する学生が少なからずいることが分かった。他大学に比べて多くの学

生が教員をめざし、全国の学校に教育実習や養護実習等を実践する現状を考えると、学校教育法第11条ただし書き（体罰の禁止）の規定を知らないはずがない。まず、体育専攻学生を対象にした「体罰経験の有無」に関する先行研究を取りあげる。

楠本ら（1998）は、体育専攻学生の体罰を受けた経験率が全体の約8割を占めていること、体罰を受けた経験のある者ほど体罰を肯定し、反対に経験のない者

ほど否定する傾向があることを明らかにしている。また、男子は女子に比べて体罰を受けた経験のある者ほど体罰を容認する傾向が高いことを示唆している。

谷釜（2013）は、学長という立場から、日体大が体育教師を多く輩出している社会的責任のあることを考え、体罰等の根絶へ向け9項目の取り組みを提出し、個々の実施に取りかかる決意を表明している。その検証は今後に期待されている。

藤田ら（2015）は、日体大への新入生が1年間の大学生活をとおして体罰の目撃や伝聞が減少したという事実から、大学での体罰排除教育の効果を報告している。また、体罰を受けた経験のある学生は体罰に対して容認的で自らも体罰を行う可能性があること、一方、体罰や暴力と無縁の学生はそれらを容認することも実行することもない可能性があることを指摘している。

はじめに、文部科学省の通知や裁判事例を挙げてみる。文部科学省から「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（平成19年2月5日）の別紙、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」の中で、「体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所、時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する。その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。児童生徒の対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、一切が体罰として許されないというものではない」とされている。

そのような中、体罰が許されるとした裁判判例をあげると、昭和56年4月1日の東京高裁判決がある。悪ふざけをしていた生徒に対し、当該生徒の担任教師が、前頭部付近を平手で1回押すように叩いたほか、拳を軽く握り、頭部をこつこつと数回叩いた行為について裁判所は、暴行罪（刑法第208条）に該当するかは個別に判断されるとしたうえで、行為の程度も身体的説論・訓戒・叱責と同一視してよい軽微な身体侵害とし、暴行罪を否定した。「愛のムチ」を容認する判決として当時マスコミで大きく報道されたが、法律家からは体罰か否かの区別を曖昧にする恐れがあると批判された。また、昭和21年4月28日最高裁判決は、小学校の教員が悪ふざけをした2年生の男子を追いかけて捕まえ、その胸元をつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ」と叱った行為は、学校教育法第11条の体罰に該当せず、違法ではないと判断した。この判決が学校現場における体罰を助長することになった。

また、「体罰」に当たらないものの、違法な懲戒とした判例として、千葉地裁の昭和53年3月31日判決、東京高裁の昭和59年2月28日判決は、県立高校1年生女子生徒が、体育の授業中に相手チームにボールを奪われたとの理由で、教師から2階ギャラリ一手すり下のコンクリート床張りだし部分に指をかけてぶら下がる「必殺宙ぶらりん」の罰（3メートルの高さで懸垂）を命じられた。女子生徒はバランスを崩して落下して10カ月間入院し、退院後も通学困難、学業が遅れたとして、1,138万円の損害賠償を求めた。裁判所は、当該教師には加害意思がなく、長時間にわたり懸垂させ肉体的苦痛を与えたとは認められないとして、本件行為は「体罰」でないとした。その上で、補強運動としては非常に危険な方法で、懲戒の限度を超えた違法で過失があるとし、不法行為として520万円の損害賠償を認めた。この判決は、故意の加害意識の有無を体罰に当たるか否かの重要な基準としている。「体罰」に当たらない場合でも、過失があれば、違法な懲戒行為として不法行為となる判決である。

この基準によれば、試合に負けた罰として、炎天下で給水もさせずに長時間うさぎ跳びをさせた場合は違法な懲戒行為に該当する可能性があるとし、スポーツ法政策研究会の弁護士である永岡（2011）は“Sports-medicine”誌の「部活動などの教育活動と体罰問題」の中で述べている。

体罰は、いくら愛情をもっておこなわれたものとしても、受け手の状況次第で、大きな精神的・身体的な傷を負わせる恐れがあり、教員は非教育的見地から体罰を加え、これを「愛のムチ」として正当化・教育効果があるとして体罰肯定論をとることもある。

竹田（2014）は、「これらはいずれも、教育論としての体罰論に過ぎない。法理論としての体罰論は、学校教育法第11条ただし書きの規定をどのように解釈するのかにかかっている」と述べている。

現在、身体的性質や肉体的苦痛のみが体罰であると定義されている中、精神的苦痛がしばしば肉体的苦痛を伴うことの大きさを考えると、「精神的体罰」を重大な体罰として位置づける必要があると考えなければならない。また、体罰は子どもの人権侵害にも該当するが、現在の体罰概念は学校教育法関係の教育的効果・教育目的があるとしてなかなかなくならない要因となっている。例えば、「愛のムチ」「信頼関係があるなら」「自分が成長したから（今の自分があるのは）」「自分が悪いから」「しつけや規範意識向上」「競技成績をあげる」等があげられる。

さらに体罰に当たらないものであっても「人格を否定するような暴言」「大きな声や威圧的な態度等高圧的な指導」「不必要な身体接触」「無視や嫌がらせ」等、

児童生徒を深く傷つける行為は不適切な指導であり、決して許されるものではない。

部活動の在り方に関する調査研究協力者会議の「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」では、肉体的・精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導との区別、有形力の行使で正当な行為、体罰等の許されない指導等が報告されている。その中で、体罰等の許されない指導例としてパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、身体・容姿・人格否定的発言、特定の生徒に独善的・執拗・過度に肉体的・精神的負荷を与える等がある。また懲戒と体罰の区別は文部科学省から示されているが、東京都教育委員会では「不適切な言動・行為」等と区別して示していることも大変紛らわしい。

さらに、大阪高裁判決・東京高裁判決の判決理由にみられる教育法理構造では、それぞれ「子どもの人権と教師の専門職権限」の立場によって判決に相違があることでますます紛らわしくなっている状況である。

今後、身体的・肉体的・精神的苦痛を含めて体罰として認めていくことも必要である。文部科学省から体罰規定の明確なものが示されることで体罰の減少が期待される。併せて今後の学校現場の教育指導の在り方も変わってくると考えられる。

2. 全国の体罰発生状況について

平成 25 年度の文部科学省の全国の「体罰実態把握調査」(平成 27 年 1 月 30 日)によると、全国の国公立学校において、①発生学校数は、小学校 (859)、中学校 (1,306)、高等学校 (通信制を含む) (826)、中等教育学校 (3)、特別支援学校 (37)、合計 (3,031)、②発生件数は、小学校 (1,057)、中学校 (1,863)、高等学校 (1,210)、中等学校 (6)、特別支援学校 (39)、合計 (4,175) で、平成 24 年度より発生学校数および発生件数ともに減少したが、未だに体罰は根絶されていないことから、体罰問題は依然として深刻な状況に置かれているといわざるを得ない。

3. 日本体育大学の体罰・暴力等のこれまでの取り組みと今後の方向性

日本体育大学では、大阪市立桜宮高等学校男子生徒の体罰死亡事件 (2012 年 12 月 23 日) を重く受け止め、「反体罰・反暴力宣言」を表明し、体罰根絶に向け様々な対策を具現化するべく積極的かつ真摯に取り組んできた経緯がある。

具体的には、学長らによる学生への入学式での式辞や特別講話、部活動学生との対話、さらに全教職員が授業や部活動等教育活動を通じて、人間性を高めることや人権感覚を身に付けさせるなどを実施している。

しかしながら、未だに体罰・暴力を容認する傾向が学生に少なからず見受けられることは大変残念である。

福島 (2013) は、「大学教員は、大学の講義で「体罰」の是非を教育的観点・法的観点から学生に語っているはずである。それらの講義に何らかの意味があるのか無いか。学生の意識は、その講義の反映としてどのように変容していくのかを検証していくことは、大学教員の責務であろう」と述べている。

目 的

本研究は、将来教員をめざす体育専攻学生を対象に「体罰行為等」についての意識調査を行い、その実態を明らかにするとともに、この研究を通して今後の大学の講義内容や学生の指導方法等の在り方に資することを目的とする。

方 法

1. 研究対象者

日本体育大学の平成 27 年度「人権教育」および「教育実習事前事後指導」の受講者 (3・4 年生) 男性 130 名、女性 168 名の計 298 名を対象にした。その内訳を表 1 に示す。なお、本研究は日本体育大学倫理審査委員会の審査、承認を請けた。(承認番号第 015-H20 号)

2. 調査項目

フェイスシートに続き、「体罰」の実態をとらえる 8 種類の設問、および具体的な「体罰場面」を表現した 50 項目からなる質問紙を作成した。なお、50 項目の設定には、「具体的に体罰と考えている場面を自由に書かせる」方法により抽出された多数の記述に対して、4 名の研究者が KJ 法により 50 問にまとめたものである。

質問項目ごとに、教員・指導者「体罰等の行為」をされたとき、調査対象者がそれらの行為をどの程度「容認できるか」「苦痛を感じるか」について、「1:まったく容認できない～5:非常に容認できる」「1:まったく苦痛を感じない～5:非常に苦痛を感じる」までの 5 件法で評価させた。

3. 調査期間

平成 27 年 6 月 22 日～平成 27 年 7 月 31 日の間におこなった。

4. 分析方法

①因子分析をおこなうにあたり、固有値 1.0 以上、因子負荷量 0.4 以上を解釈可能として構造化することにした。

②各項目について、t 検定・分散分析による群間比較を採用した。

表1 運動部所属について

	運動部等所属	%	運動部等所属なし	%	計
男	75名	58%	55名	42%	130名
女	118名	70%	50名	30%	168名
計	193名	65%	105名	35%	298名

表2 大学の体罰・暴力宣言を知っているかについて

知っている	214名	72%
知らない	84名	28%
計	298名	

- ③信頼性を確認するため Cronbach の α 係数を算出した。
- ④統計ソフトは SPSS Statistics 22 を使用した。

結果と考察

1. 運動部の所属について

表1は、現在運動部等（同好会・サークルを含む）に所属している人数を男女別にまとめたものである。調査対象者298名のうち、65%以上の学生がいずれかの運動部等に所属している。

2. 「体罰・暴力宣言」の認知度について

表2は、大学の「体罰・暴力宣言」について学生が知っているか否かをまとめたものである。「知っている」と回答した学生は70%以上であった。しかし、3割弱の学生が「知らない」ことには驚きである。大学全体の体罰・暴力を啓発する取り組みを推進するためには、さらに全学生に周知徹底することが肝要である。

3. 運動部所属と体罰容認との関係について

図1と表3は、運動部等所属と体罰容認との関係についてクロス集計したものである。「容認」「どちらか」というと容認を「容認」とし、「どちらか」というと容認しない」「容認しない」を「容認しない」とした。

運動部所属と無所属との間に有意差が認められないことから、運動部所属と体罰との間には関係性のないことが分かった。また、統計上の有意差は認められないが、運動部体験からみるとおよそ80%の学生が「体

罰・暴力を容認しない」ことが分かる。このことは、過去に被体罰経験があることから、容認しない傾向があるのではと考えられる。

4. 「体罰行為等」の苦痛に関する認識について

調査対象者298名を有効回答数とし、50項目について探索的因子分析（最尤法プロマックス回転）を実施した結果、5因子が抽出された。表4は、その結果をまとめたものである。そこで、抽出された因子について次のように命名をした。

因子Iは、「練習でミスしたときに殴られる」「言われても直さないとって頬を叩かれる」「殴る、蹴るなどで指導される」などの7項目からなり、直接身体に対する体罰ということで「重度の体罰・暴力型」因子と命名した。

因子IIは、「あいさつの声が小さい」「ふざけて叩かれる」「励ますつもりで背中を叩かれる」などの8項目からなり、失敗などを叱り、とがめる「軽度の体罰・叱責型」と命名した。

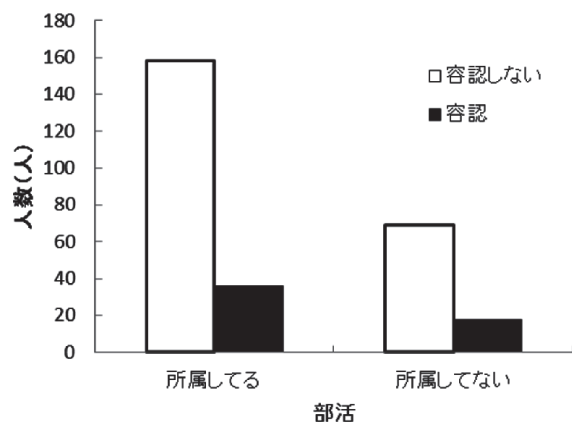


図1 運動部所属と容認

表3 クロス集計表

・運動部所属	容認しない	158	容認する	36	計	194名
		81%		19%		
・運動部所属無	容認しない	69	容認する	18	計	87名
		79%		21%		
合計		227		54		281名
		81%		19%		

表4 「体罰行為等」における認識の因子分析の結果（最尤法・プロマックス回転）

因子 I から V までの因子名	
因子 I	重度の体罰・暴力型
因子 II	軽度の体罰・叱責型
因子 III	懲罰型
因子 IV	制裁型
因子 V	自尊心・プライド・人格否定型

プロマックス回転

	I	II	III	IV	V
因子 I (重度の体罰・暴力型) (a=.932)					
練習でミスしたとき殴られる。	.903	.138	-.050	-.116	-.081
言われても直さないと行って頬をたたかれる。	.895	.070	.095	-.190	-.054
チームがまとまっていないことをリーダーのせいにして暴力を振るわれる。	.785	.025	.001	.077	-.002
みんなの目につかない所で手を出される。	.729	-.216	.005	.258	.054
殴る蹴るなどで指導される。	.722	-.149	.003	.204	.030
うるさいと言って胸ぐらをつかんで黙らされる。	.636	.194	.079	-.059	.075
無抵抗なのに暴力を振るわれる。	.623	.058	.077	.072	.062
因子 II (軽度の体罰・叱責型) (a=.895)					
挨拶の声が小さいと怒られる。	-.100	.976	.126	-.260	.039
食事が全て食べ終わるまで食べさせられる。	.024	.826	.029	.078	-.209
ふざけてたたかれる。	.035	.714	.007	-.133	.088
食事を無理やり食べさせられる。	.057	.570	-.024	.319	-.142
異性なのに1対1で個室で指導される。	-.007	.533	-.115	.204	.210
多くの仲間の前で叱られる。	.252	.527	.041	-.044	.107
励ますつもりで背中をたたかれる。	.030	.504	-.363	.126	.274
部活動で、罰として長い練習をさせられる。	.009	.433	.050	.333	.047
因子 III (懲罰型) (a=.863)					
食事をとらせてもらえない。	.028	-.127	.784	-.086	.255
トイレに行きたくなったのに、トイレに行かせてもらえない。	.076	.055	.722	.044	.008
練習中、給水させてもらえない。	.081	-.016	.625	.109	.035
意識がもうろうとしているのに休憩させてもらえない。	.033	.059	.596	.316	-.120
因子 IV (制裁型) (a=.713)					
授業を受けさせてもらえない。	.022	-.075	.046	.598	.032
明らかにこなせることが不可能なメニューを与えられる。	.026	.033	.104	.577	.055
荷物を勝手にチェックされる。	.033	.055	.238	.436	.018
因子 V (自尊心・プライド・人格否定型) (a=.682)					
使いっぱしり(パンシ)をさせられる。	.121	-.007	.180	.023	.569
一人だけ笑いの対象としていじられる。	-.133	.306	.155	.070	.509
因子間相関	I	II	III	IV	V
	-	.596	.674	.697	.491
		-	.398	.588	.440
			-	.584	.332
				-	.462
					-

因子 III は、「食事をとらせてもらえない」「トイレに行きたくなったのに行かせてもらえない」「練習中、給水させてもらえない」などの4項目からなり、規則やルールに反する行為を行ったものに対し罰を与えて懲らしめる「懲罰型」と命名した。

因子 IV は、「授業を受けさせてもらえない」「明らかにこなせることが不可能なメニューを与えられる」などの3項目からなり、一般が認めた習慣や取り決めなどに背いた者に、こらしめのために加える罰則である「制裁型」とした。

因子 V は、「使いっぱしりをさせられる」「一人だけ笑いの対象としていじられる」などの2項目からなり、いじめによって屈辱的な感じを受け、自尊心が傷つけられる「自尊心・プライド・人格否定型」と命名した。

各因子の信頼性を検討するため Cronbach の α 係数を算出したところ、因子 I .932, 因子 II .895, 因子 III .863, 因子 IV .713, 因子 V .682 という値を示した。なお、因子の中には、身体的・肉体的な苦痛だけではなく精神的な苦痛も検出されたことから、学生は体罰を幅広く捉えていることが分かる。

本研究は、体育専攻学生を対象に「体罰行為等」についての意識調査を行い、その実態を明らかにすることが目的であった。その結果、学生が意識する「体罰行為等」がどの程度、苦痛(否定)か容認(肯定)されるかであるが、身体的性質以外の精神的な苦痛も体罰行為として認識していたことが分かった。将来、場合によっては体罰の範囲が広がり、現行の体罰定義に近づくように体罰がおこなわれる可能性が高くなると

体育専攻学生の体罰認識に関する研究

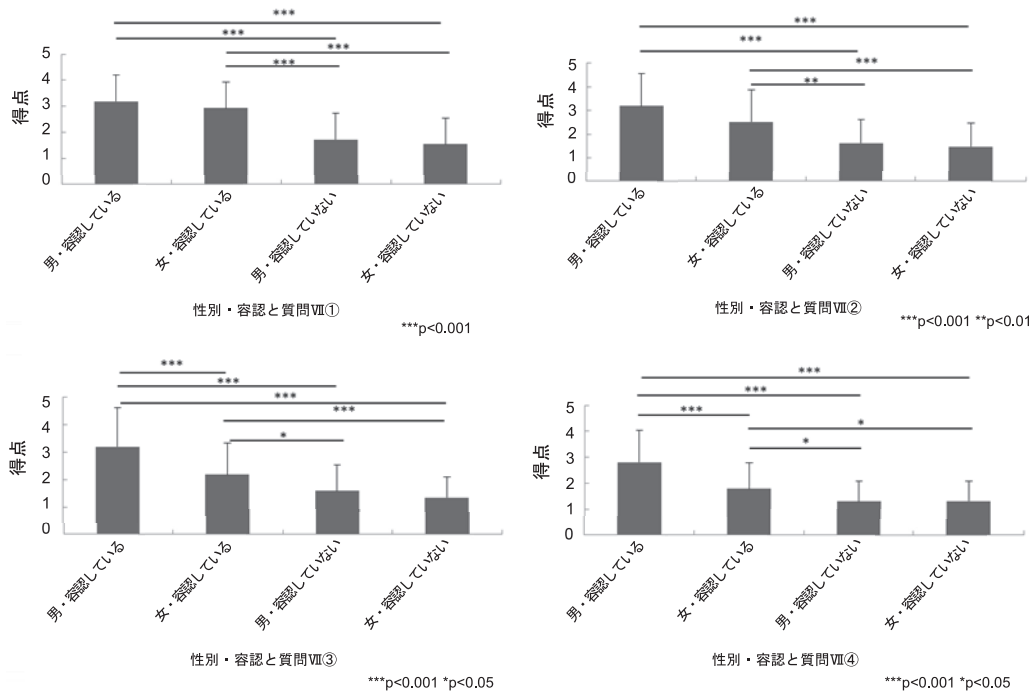


図2 性別（男女）と体罰・生徒の差の比較

示唆される。このことは、体罰がいつまでもなくならない起因と考えることができる。

また、体罰には教育的効果も期待されているといわれるが、この結果から体罰容認は少数であり、因子Ⅰに現在の体罰定義が抽出されたことは、大変有意義な結果であったと捉えることができる。

5. 性別（男女）と体罰・生徒の差との比較について

図2は、体罰容認について、男性：容認している（以下、男容認）、女性：容認している（以下、女容認）、男性：容認していない（以下、男非容認）、女性：容認していない（以下、女非容認）の4グループに分け、①「生徒との信頼関係があれば」、②「生徒の成長のためになるならば」、③「生徒のしつけや規範意識のため」、④「試合等で良い成績をあげるため」、（以下①②③④とする）の条件を設定し、男女の体罰に対する意識を「1：おこなってはいけない」～「5：おこなってもよい」までの5件法で評価し、男女差を分析した結果である。

度数は、男容認26名、女容認29名、男非容認96名、女非容認138名であった。

まず「生徒との信頼関係があれば」については、男容認・女容認と、男非容認・女非容認は、ともに0.1%未満の有意差が認められることから、このグループは関係性が高いと考えられる。また男容認は平均得点（以下数値のみとする）3.2、女容認2.9であり、信頼があれば体罰をおこなってもよいと考えが女より多いこと

が分かる。また、男容認・女容認は、いずれも2.5を超えていることから、体罰をおこなってしまう恐れがあると考えられる。男非容認・女非容認は1点台であることから、彼らは体罰をおこなってはいけないと考えている。さらにグラフが右肩下がり傾向を示していることから、体罰を容認しないという認識を強く感じることができる。

次に、「生徒の成長のためになるならば」は男容認が3.2で、男性のみ成長のために体罰をおこなってしまう可能性がある。また、男非容認・女非容認と、男容認・女容認にも有意差は認められないので、成長のためということで体罰をおこなわないことが分かる。

「生徒のしつけや規範意識のため」については、男容認3.2は、女容認2.2と1点の開きがあり、男女での意識の違いが大きく存在する。また、男非容認1.6、女容認1.3となり、5%未満の有意差が認められる。

「試合等で良い成績をあげるため」については、男容認2.8、女容認1.8で1点の大きな差があり、男性は女性に比べて勝利のため体罰をおこなう可能性が高い。男女が容認しているは、信頼関係・成長・しつけ・規範意識の得点が非常に低く、勝利至上主義と考えているのではなく、生徒・選手のためにと考えられる。

すべての項目において、容認の平均得点は男性の方が高いことが明らかになった。男女の意識に大きな相違があり、教育指導上の課題が示唆されたため、今後の重要な検討課題となるであろう。

表5 体罰を引き起こす条件と生徒の関係性について
数字は頻度：《 》内は%

①	175	31	38	13	14	合計271名
	《64.5》	《11.4》	《14.0》	《4.8》	《5.1》	
②	188	25	38	28	10	合計289
	《65.0》	《8.7》	《13.1》	《9.7》	《3.5》	
③	192	37	37	15	8	合計289
	《66.4》	《12.8》	《12.8》	《5.2》	《2.8》	
④	215	25	34	10	5	合計289
	《74.4》	《8.6》	《11.8》	《3.5》	《1.7》	

6. 体罰を引き起こす条件と生徒との関係について

表5は、体罰を引き起こす条件、①「生徒との信頼関係があれば」、②「生徒の成長のためになるならば」、③「生徒のしつけや規範意識のため」、④「試合等で良い成績をあげるため」と、「1:おこなってはいけない」～「5:おこなってよい」までの5件法で評価した結果との関係をまとめたものである。

この結果から、全体的に①②③④というどのような条件があっても、体罰は70%以上が容認していないことが分かる。しかしながら、「信頼関係や成長のためなら体罰を容認する」がおおよそ1割程度いることに大変危惧を感じるものである。「しつけや成績のため」でもおおよそ8割が体罰否認である。注目すべき点としては、良い成績をあげることに、言い換えれば勝利至上主義については、おおよそ83%が体罰を容認していないが、反対に、おおよそ5%が容認していることは注目すべきことである。スポーツは競技成績の結果が重要視されるが、他の項目に比べ低い結果になったので、学生はそ

のように認識していないようである。このことから、現職教員の意識との違いがはっきりと分かれるようである。教員は、特に部活動等では試合に勝つことを優先し、競技力向上・勝利至上主義のためには体罰も容認するといわれている。しかし、それに逆行している結果が出たことが何故なのかについて、今後検証する必要がある。

7. 競技特性・スポーツ種目（個人・対人・集団）と体罰と生徒の差との比較について

図3は、競技特性・スポーツ種目（個人・対人・集団）別に、体罰を「1:おこなってはいけない」～「5:おこなってもよい」の5件法で評価した結果ある。

この結果より、①②③④のいずれも有意差がなく、競技特性（スポーツ種目）別には関係性がないことが分かった。また、いずれも平均得点が1点から2点までの間であることから、体罰・暴力をおってはいけないという意識がどのスポーツ種目でも強いことが分かる。

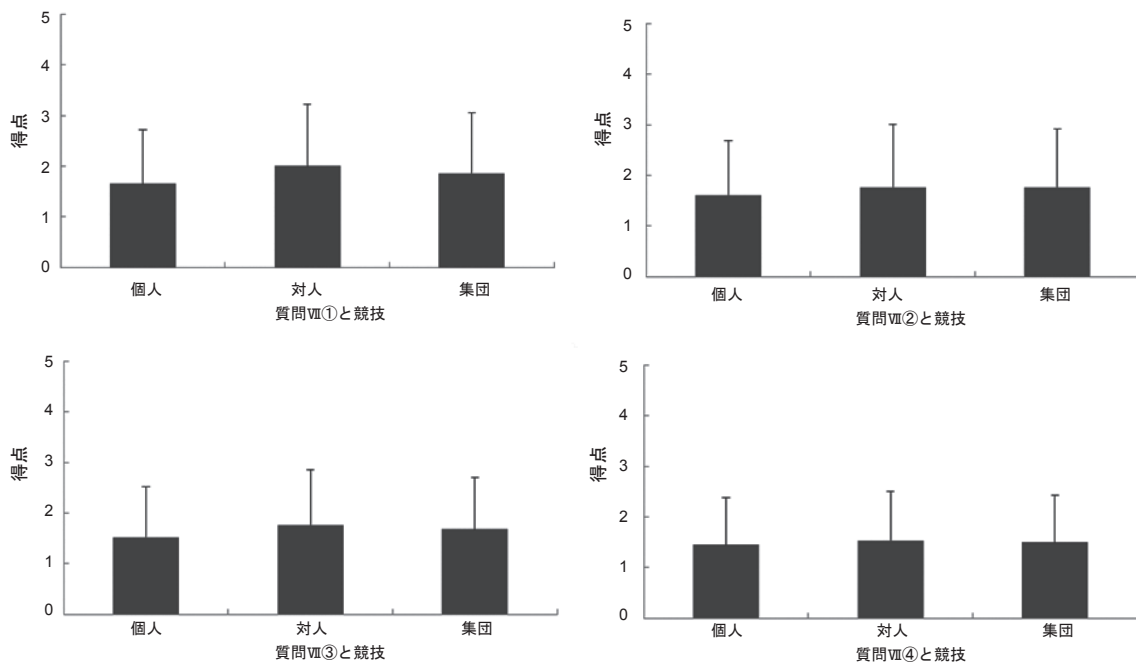


図3 競技特性・スポーツ種目と体罰と生徒の差の比較

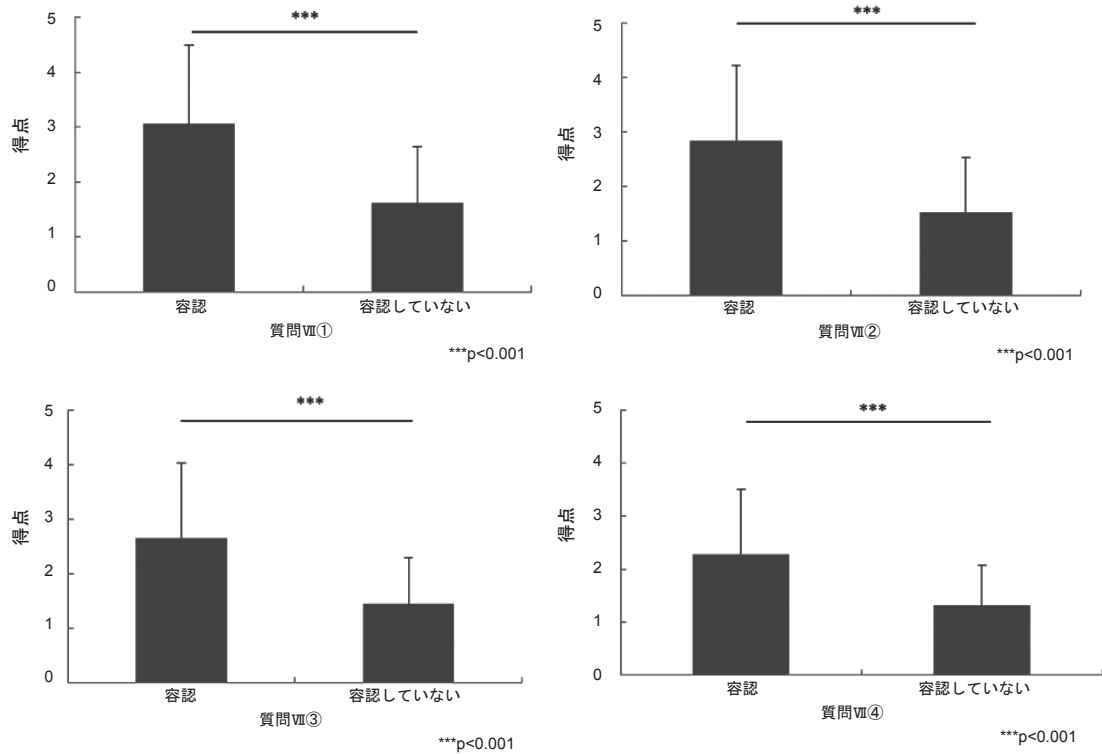


図4 体罰についての認識と体罰と生徒の差の比較

平均得点が2.5であることから、たとえ「信頼関係を作ろうがダメなものダメ」という意識が強く、これはどのスポーツ種目でも同じ意識である。

①②③④の条件設定をしても、いずれも「体罰はダメなものはダメ」であると考えていることが分かる。また、①②③④のすべてが平均得点1.5点台であることから、体罰をおこなってはいけないという意識が強いことが分かる。

8. 体罰についての認識と体罰と生徒の差との比較について

図4は、体罰の容認と①②③④という4条件に、t検定を実施した結果である。数は度容認が55名、非容認が234名で、①について平均得点は容認3.0と高く、0.1%未満の有意差が認められた。体罰等をおこなってよいという肯定的（容認する）な意識が潜在することから、体罰をおこなってしまう方向に向かう可能性があるといえる。

②については、0.1%未満の有意差が認められる。③については0.1%未満の有意差が認められ、④については0.1%未満の有意差が認められる。このことから、全体的に有意差が①②③④すべての条件にあることから、体罰の傾向は同じであると考えられる。また、図4が右肩下がりであることから、多くの学生が容認していないことが分かる。

9. 苦痛の因子分析と体罰と生徒との関係について

苦痛の因子Ⅰ～Ⅴと体罰と生徒の関係について、非容認・どちらでもない・容認を分散分析した。ここでは、主に因子Ⅰと①②③④との関係についてまとめる。

①について、非容認が多く苦痛であると感じることから、重く感じる体罰はおこなってはいけないという意識が強いと考えられる。また、ある程度信頼関係があれば体罰をおこなってもよいと考えている学生が少なからずいることが浮き彫りにされた。

②について、苦痛度が右肩に下がっているので、成長のために時にはある程度なら体罰をおこなってもよいという傾向がある。また、容認度は右肩に下がっていて非容認も容認も平均得点より高い得点であることから、生徒の成長のためにということで体罰をおこなってしまう傾向がある。

③について、平均得点より非容認が上回っていることから、おこなってはいけないと考えている。しかしながら、苦痛（否認非容認）が右肩に下がっていることから、しつけのためには時にはおこなってもよいという傾向がある。また、その値が下がっていることから、体罰容認度は低くなってきていることが分かる。

④については、試合で勝つためなら体罰・暴力をおこなってもよいと考えている。

これらのことから、因子Ⅰ～Ⅴの信頼関係についてみていくと、ある程度信頼関係があれば、体罰・暴力

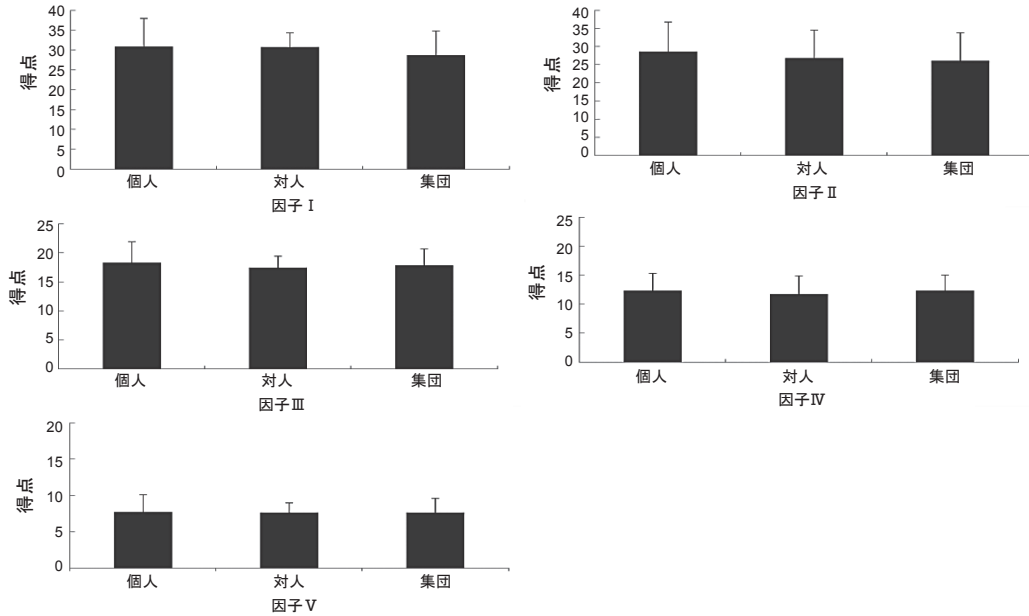


図5 競技スポーツ特性と因子 I～V

をおこなってもよいと考えており、このような意識から体罰をおこなう可能性が高いことが分かる。また、苦痛度が下がる傾向がみられることから、信頼関係をつくればある程度おこなってもよいとも考えているようである。

10. 競技スポーツ特性（個人スポーツ・対人スポーツ・集団スポーツ）と因子 I～V について

図5は、競技スポーツ特性と体罰因子 I～V を分散分析した結果である。度数は個人スポーツ 52 名、対人スポーツ 14 名、集団スポーツ 115 名の合計 181 名である。

因子 I～因子 V までに有意差が認められないことから、競技スポーツ種目との間に関係がないことが分かった。しかしながら、因子 I～因子 V までの個人スポーツ、対人スポーツ、集団スポーツの得点は平均得点をいずれは大きく上回っていることから、体罰の容認度は高いと考えられる。なお、因子 I では個人の平均得点 30.9、対人 30.7、集団 28.7、因子 II では個人 28.7、対人 26.9、集団 26.1、因子 III では個人 18.2、対人 17.4、集団 17.8 である。さらに、因子 I～因子 V までの各個人スポーツ・対人スポーツ・集団スポーツの得点の差がほとんど存在しないことも分かった。

11. 性別（男女）と苦痛の因子 I～因子 V の関係について

図6は、男女（性別）と苦痛の因子 I～因子 V の t 検定の結果である。

因子 I について、男女間に有意差は認められず、平

均得点は（以下数値のみ）、男性 28.9、女性 30.3 であった。ともに重い体罰・暴力についての苦痛の平均得点が非常に高いことから、容認しない者が大多数である。しかしながら、男性より女性の方が値は高く、また容認度は低いことから、女性は男性よりも体罰・暴力はおこなわないと考えられる。体罰・暴力について男性より女性の方が容認しないことが明らかである。

因子 II について、は男女間に 5% 未満の有意差が認められる。女性 28.2 と男性 26.2 とを比べると、女性が高いので、軽い体罰はしないことが分かる。しかしながら、男女とも平均得点が非常に高い数値を示していることから、全体的に容認しないことは明らかである。

因子 III について、は男女間に有意差が認められない。「食事をもらえない、トイレに行かせてもらえない」等の懲罰型で精神的な苦痛を伴うものであると考えられ、女性の方が体罰であると認めることは理解できる。

因子 IV について、有意差 5% 未満が認められる。「授業を受けさせてもらえない」など制裁型で精神的な苦痛を伴うものであると考えられる。

因子 V について、有意差は認められなく、「使いパシリ」などの自尊心・プライドが許さないことが分かる。

因子 II と因子 IV だけに有意差が認められるが、その他の因子には有意差が認められない。全体的に、男女ともに体罰・暴力は非常に容認していないことがうかがえる。「体罰・暴力はダメなものはダメである」と認識しているのである。

「時と場合」などの条件が付くと、体罰・暴力をおこなってもよいと認識する学生が少なからずいることが分かる。このことは、将来、体罰・暴力をおこなって

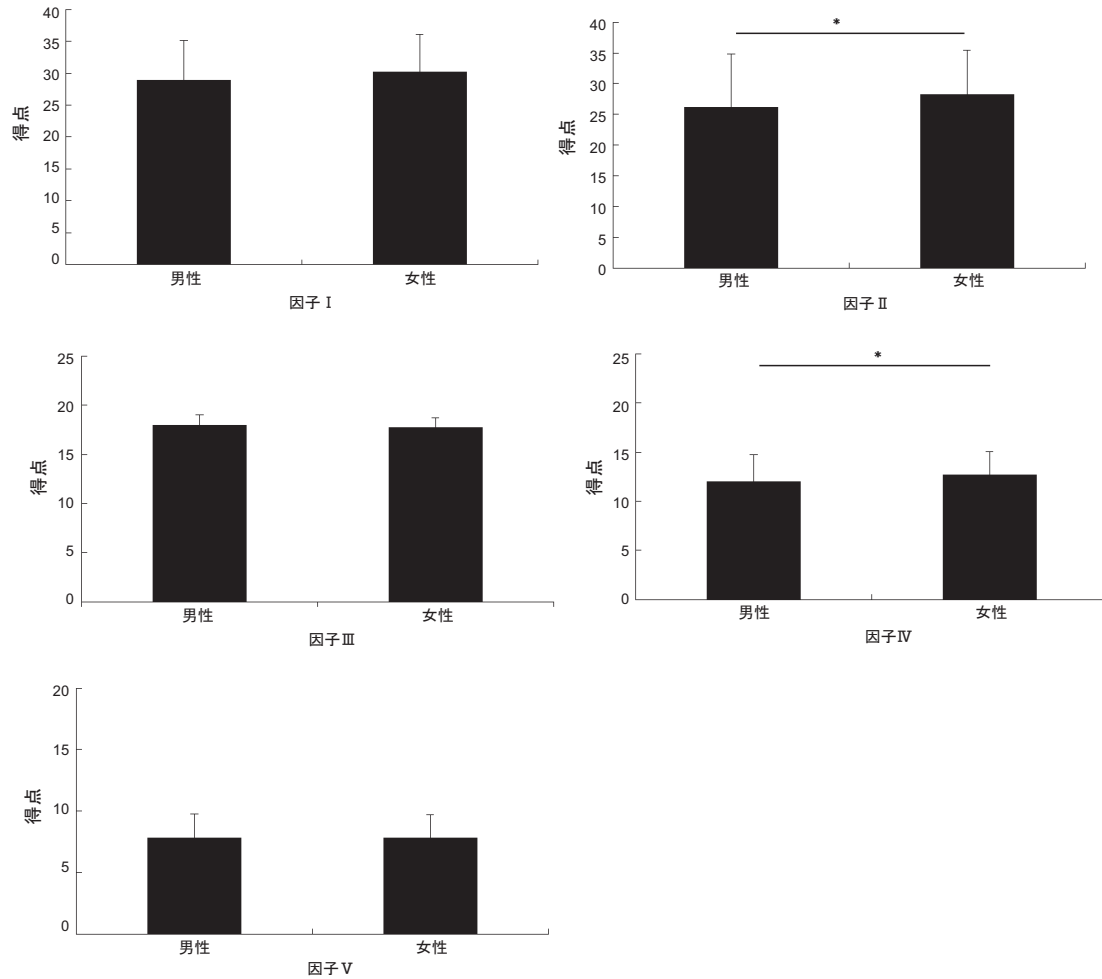


図6 男女（性別）と苦痛因子 I～V の関係性

しまう可能性につながっていくと考えられる。

この結果から、男女によって考え方に相違があり、男女差を意識した教育指導をするとともに、教育実習等、現場で実践する前に教育することが必要である。さらに、「時と場合」という条件付きで、体罰・暴力を容認していることから、今後学生への意識改革が重要となるであろう。こうした「論議」が、教職をめざす学生に有形無形に与える影響は無視できないであろう。

福島（2013）の調査によれば、毎年概ね4割程度の学生が「学校教育においては、時に体罰が必要となる場面がある」「体罰がやむを得ない場合もある」という意見に「賛成」と回答しており、本研究の調査でも同様な認識が得られた。

12. 「体罰等の行為」の中で精神的な苦痛項目との関係について

「体罰等の行為」の50項目の中から、精神的な苦痛と思われる項目で平均点が4.0を超えているものをあげてみると、「えこひいきされる」(4.17)、「言葉で“死ぬ”“消えろ”など命に関わることを言われる」(4.21)、「あまり言われたくないことを皆の前で言われる」(4.35)、「態度が悪いと言われ無視される」(4.22)、「大勢の前で恥をかかされる」(4.35)、「嫌がるスキンシップを強要させられる」(4.26)、「暴力を振るうことを命令される」(4.46)、「点数が悪いので授業中に点数と名前を開示される」(4.04)などであった。

まとめ

本研究は、体育専攻学生で将来教員やスポーツ指導者を目指す学生を対象に、「体罰行為等」の意識調査を行い、その実態を調査することが目的であった。今回、体罰について体育専攻学生の立場から苦痛を感じる領域や程度を明らかにすることができた。基本的に、日体大の学生の多くは、体罰・暴力に対して賛成しない・容認しないことが分かった。このことは、今までの大学の体罰・暴力防止に対する取り組みの成果であり、学生の反体罰・反暴力の意識水準が上がってきたのではないかと考えられる。しかしながら「体罰容認」や「時と場合による」などの一定の条件を加えると体罰を容認する学生が少なからずいることは、体罰をおこ

なってしまう潜在的な予備軍となり大変危機感を禁じ得ない。

また、日体大は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催において、あらゆる場面で中心的な役割を担うことになろう。そのような中、日体大から先導的・先進的に体罰・暴力を皆無にする努力も重大な使命の一つであると考ええる。

体育・スポーツを学ぶ学生が、将来教員となり社会人としての自覚と責任を果たすべく、大学として人格者と成りうる人づくりが求められる。さらに、人権尊重や人権感覚の育成も最重要視されてこよう。

現在の体罰の定義は、身体的性質と肉体的苦痛を伴うものと規定されている。しかし、この研究から学生は「精神的な苦痛も体罰・暴力として認識している」ことが因子構造として浮かび上がり、精神的苦痛と感ずる平均得点も高得点を示している。

体罰論は、教師としての資質・能力を追求していくことにもなる。今後も体育教員養成の重要な一角を担う日本体育大学として、教育観と同時に法的観の視点から教育指導の改善およびカリキュラム編成のあり方を研究するとともに、文部科学省への体罰規定の見直しを提言する必要があると考えるものである。

引用文献

- 1) 楠本恭久, 立谷泰久, 三村 覚, 岩本陽子, 体育専攻学生の体罰の意識調査に関する基礎研究: 被体罰経験の調査から, 日本体育大学紀要 28(1), 7-15, 1998.
- 2) 藤田主一, 宇部弘子, 福場久美子, 市川優一郎, 鈴木悠介, 本間悠也, 小川拓郎, 深見将志, 藤本太陽, 谷釜了正, 日本体育大学における体罰排除教育の効果, 日本体育大学紀要 45(1), 75-92, 2015.
- 3) 谷釜了正, 体罰を考える, 日本応用心理学会 80 回記念大会発表論文集, 7-9, 2013.
- 4) 永岡秀一, 部活動などの教育活動と体罰問題, Sportsmedicine, No. 132, 36-37, 2011.
- 5) 竹田敏彦, 学校教育法第 11 条但書 (体罰の禁止) に関する研究 (I) —教育倫理的アプローチによって—, 広島国際大学 教職教室 教育論叢 (6) 3-17, 2014.
- 6) 福島健介, 「小学校教員を志望する学生の体罰およびいじめに関わる意識調査とその考察」—「生徒指導・進路指導論」の授業における意識変容の検討を含めて—, 帝京大学教育学部紀要 (1), 23-31, 2013.

〈連絡先〉

著者名: 宮坂敏一

住 所: 東京都世田谷区深沢 7-1-1

所 属: 日本体育大学教育学研究室

E-mail アドレス: aa645547pc@yahoo.co.jp